

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、公益財団法人日本卓球協会（以下「本協会」という）の定款第49条に基づき、本協会の組織および運営に関する基本原則を定める。

第2条 (定義)

本協会の規程において「卓球」とは、卓球競技、ラージボール競技、障がい者卓球競技、その他関連競技を広義に指すものとする。

- 2 評議員とは、定款第10条に定める評議員をいう。
- 3 役員とは、定款第19条に定める理事及び監事並びに定款第26条に定める名誉顧問、顧問、名誉会長、名誉副会長、会賓及び参与、参事、特別顧問をいう。
- 4 職員とは、定款第43条に定める事務局職員をいう。
- 5 専門部スタッフ及び各専門委員会の委員とは、定款第33条に定める専門部及び専門委員会のスタッフと委員をいう。
- 6 本協会の諸制度に基づき登録等を行っている者とは、本協会に登録する審判員、指導者及び第39条に定める登録会員（第1種～第8種）をいう。
- 7 その他の本協会関係者とは、前項以外の加盟団体の役員、職員及びその運営に関わる者をいう。

第3条 (遵守義務)

本協会の評議員、役員及び職員（以下「役職員等」という）並びに専門部スタッフ及び各専門委員会の委員、本協会の諸制度に基づき登録等を行っている者（以下「委員・登録者等」という）及びその他の本協会関係者（以下「関係者等」という）は、定款、本規程その他本協会が定める諸規程、本協会が加盟する団体の諸規程ならびにスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という）及び公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、上記団体の指示、指令、命令、決定および裁定等を遵守する義務を負う。

- 2 役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、国際卓球連盟（以下「ITTF」という）またはアジア卓球連合（以下「ATTU」という）によって正式に定められ、かつ本協会並びに役職員等、委員・登録者等および関係者等が服するべきとされた国際試合又は国際大会に関する規程等を遵守しなければならない。
- 3 役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、本協会および加盟団体の組織運営を含む卓球に関連した紛争はJSAAのスポーツ仲裁規則に従ってなされる仲裁により解決するものとする。
- 4 役職員等、委員・登録者等及び関係者等は、職務の遂行を通じて知り得た本協会や加盟・登録団体および選手等の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

第4条 (中立性の原則)

本協会は、政治的及び宗教的に中立な立場でなければならない。